

答申第 811 号

諮問第 1339 号

件名：第三次レッドリスト（案）に係る支出金調書の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 26 年 11 月 4 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 18 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、開示請求に係る行政文書を作成又は取得しているというものである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

レッドリストとは、絶滅のおそれのある野生動植物の種のリストのことであり、野生動植物種を絶滅のおそれの程度に応じてランク付けしたものである。

愛知県では、平成 12 年度及び平成 13 年度に第一次レッドリスト、平成 19 年度に第二次レッドリストを公表しており、平成 26 年度に第三次レッドリストとして「レッドリストあいち 2015」を公表した。また、支出金調書とは、債権者から請求書の提出があった場合、愛知県がこれに基づいて現金の支払をするための決裁文書である。

本件開示請求書には「自然環境課に対する開示請求」と明記されていることから、本件請求対象文書は、本件開示請求日において愛知県環境部自然環境課（以下「自然環境課」という。）が管理している文書のうち、愛

知県が平成 26 年度に第三次レッドリストとして公表した「レッドリスト あいち 2015」の案（以下「本件リスト案」という。）の作成に係る支出金調書であると解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

本件リスト案の作成業務は、愛知県環境調査センター（以下「環境調査センター」という。）において所管している。本件リスト案の作成に当たり、平成 22 年度から平成 26 年度までの間にわたって、環境調査センターにおいて調査業務が行われており、当該業務に係る予算を執行するため、環境調査センターにおいて支出金調書が作成されている。

このように、本件リスト案の作成に係る業務は、環境調査センターにおいて行われており、自然環境課は当該業務の支出金調書の作成に関与することはないため、環境調査センターから当該支出金調書を入手することはない。なお、当該業務に係る予算は自然環境課に措置されるが、その後、環境調査センターに予算を配分し、環境調査センターにおいて当該業務を行った上で、環境調査センターが当該業務に係る支出金調書を作成することから、自然環境課が当該支出金調書を作成することもない。

以上のことから、自然環境課は本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないため、条例第 11 条第 2 項に基づき、不開示（不存在）決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書の特定については、実施機関が作成した不開示理由説明書に記載されており、当審査会において、当該不開示理由説明書を異議申立人に送付して意見を求めたところ、異議申立人から意見はなく、意見陳述の機会を設ける旨の通知に対しても回答はなかった。

したがって、当審査会においては、実施機関が行った文書の特定には、誤りがないものとして以下検討する。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 実施機関によると、本件リスト案の作成に当たり、平成 22 年度から平成 26 年度までの間、環境調査センターにおいて調査業務が行われて

いたとのことである。そして、本件リスト案の作成に係る業務に係る予算は、自然環境課に措置された後、環境調査センターに配分され、当該予算を執行するため、環境調査センターにおいて支出金調書が作成されていたとのことである。また、自然環境課は、当該業務の支出金調書の作成に関与することはないため、当該支出金調書を作成又は取得することはないとのことである。

イ 当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、本件リスト案に係る調査業務について、環境調査センター所長が愛知県の代表者として調査業務委託契約を締結するとともに、本件リスト案の内容等を検討する愛知県絶滅寸前種等調査検討会委員に支払われる報償費及び旅費に係るものを含め、環境調査センターにおいて支出金調書を作成していることが認められた。

以上のことからすれば、環境調査センターにおいて本件リスト案の作成に係る業務の支出金調書が作成され、自然環境課においては本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

また、他に本件請求対象文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

ウ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

自然環境課に対する開示請求

第三次レッドリスト（案）に係る支出金調書

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26.12.26	諮問
27. 3. 6	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 3.12	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27.11.25 (第474回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 5.10 (第487回審査会)	審議
28. 8. 8 (第496回審査会)	審議
28.11.24	答申